

議案第 9 号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成 12 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「介護保険法」の右に「（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「介護保険法」を「法」に改める。

第 6 条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改め、同項第 1 号中「29,800 円」を「32,400 円」に改め、同項第 2 号中「37,200 円」を「48,600 円」に改め、同項第 3 号中「44,700 円」を「48,600 円」に改め、同項第 4 号中「59,600 円」を「58,300 円」に改め、同項第 5 号中「74,500 円」を「64,800 円」に改め、同項第 6 号中「89,400 円」を「77,700 円」に改め、同項第 7 号中「104,300 円」を「84,200 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

（8） 令第 39 条第 1 項第 8 号に掲げる者 97,200 円

（9） 令第 39 条第 1 項第 9 号に掲げる者 110,100 円

（10） 令第 39 条第 1 項第 10 号に掲げる者 116,600 円

第 6 条第 2 項中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に、「第 5 号」を「第 6 号」に、「190 万円」を「120 万円」に改め、同条第 3 項中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に、「第 6 号」を「第 7 号」に、「400 万円」を「190 万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 平成 27 年度から平成 29 年度までの令第 39 条第 1 項第 8 号イの市町村の定める額は、290 万円とする。

5 平成 27 年度から平成 29 年度までの令第 39 条第 1 項第 9 号イの市町村の定める額は、400 万円とする。

第 8 条第 3 項中「第 38 条」を「第 39 条」に、「ロ及びハ」を「ロ若しくはニ」に、「又は第 5 号ロ」を「、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロ」に、「第 1 号から第 4 号」を「第 1 号から第 9 号」に改める。

第 14 条ただし書中「地方税法」の右に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の加西市介護保険条例第 6 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 5 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 6 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

(審議資料)

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度の3年間に適用する第1号被保険者の保険料を改定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等を開始する日を別途定めるよう規定するもの。

【概要】

第1号被保険者の保険料を7段階から10段階に改めるとともに保険料の改定を行う。

所得段階	第5期(H24～26)				新段階	第6期(H27～29)		
		調整率	保険料				調整率	保険料
第1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市 民税非課税	0.5	29,800円		新第1段階	●生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市 民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、前年の合 計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下	0.5	32,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合 計所得金額と課税年金収入額の合計 が80万円以下	0.625	37,200円					
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が120万円以下	0.7	41,700円		新第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が120万円以下	0.75	48,600円
	世帯全員が市民税非課税で、上記第3 段階に該当しない	0.75	44,700円		新第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公 的年金等収入と合計所得金額の合計 が120万円以上	0.75	48,600円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されている が本人は市民税非課税で、前年の課税 年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	0.9	53,600円	→	新第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されている が本人は市民税非課税で、前年の課税 年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	0.9	58,300円
	世帯の誰かに市民税が課税されている が本人は市民税非課税で、上記第4段階に該 当しない	1	59,600円		新第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されている が本人は市民税非課税で、前年の課税 年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以上	1	64,800円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が190万円未満	1.25	74,500円		新第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が120万円未満	1.2	77,700円
					新第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が120万円以上190万円未満	1.3	84,200円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満	1.5	89,400円		新第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が190万円以上290万円未満	1.5	97,200円
					新第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が290万円以上400万円未満	1.7	110,100円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が400万円以上	1.75	104,300円		新第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が400万円以上	1.8	116,600円